

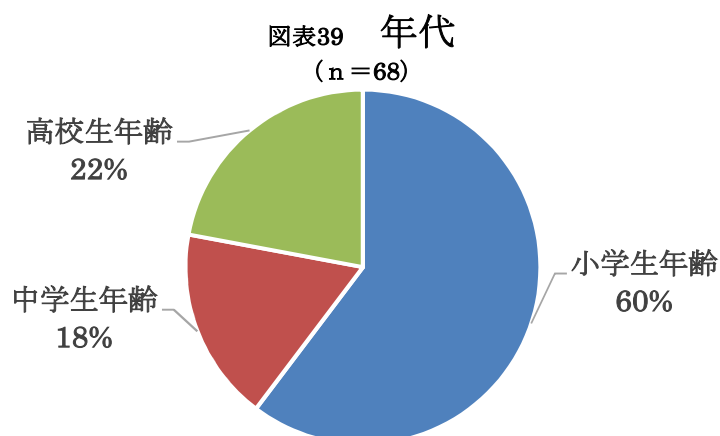
学齡期 課題等検討用資料

1 現状「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」（平成 30 年度）より

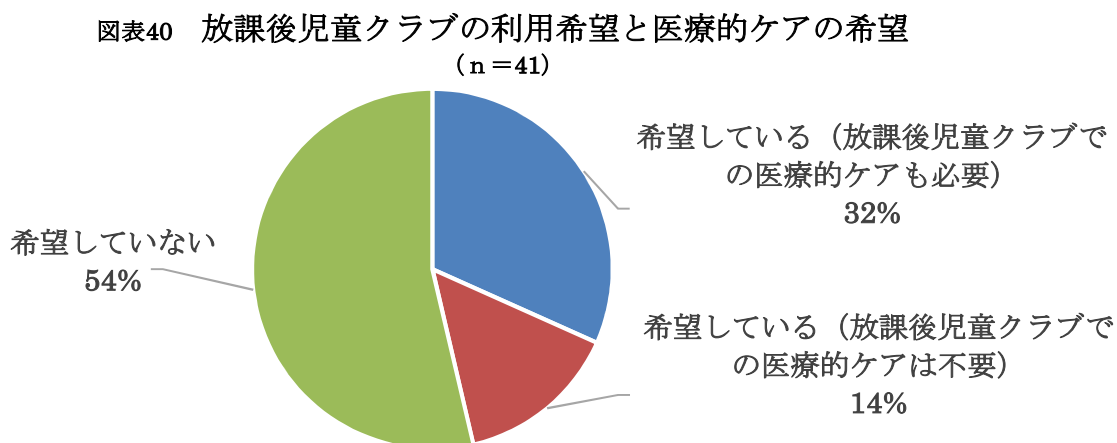
(以下、実態調査という。)

(1) 小学校就学後（6 歳以上）の通学状況

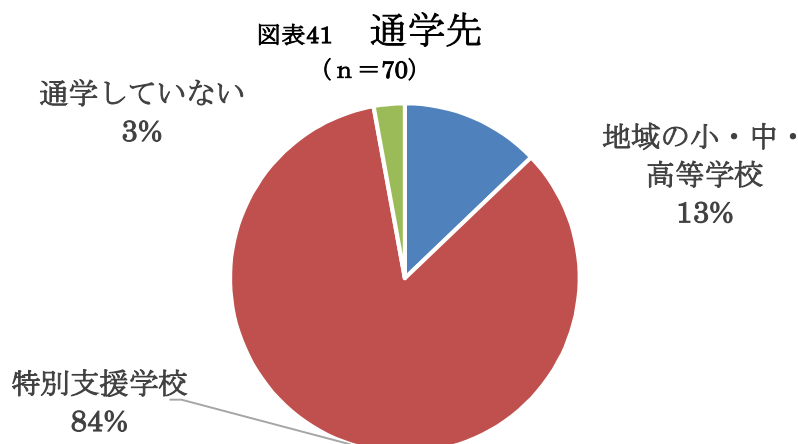
年代は、「小学生年齢」が 60%で最も高く、「高校生年齢」が 22%、「中学生年齢」が 18%となっている。



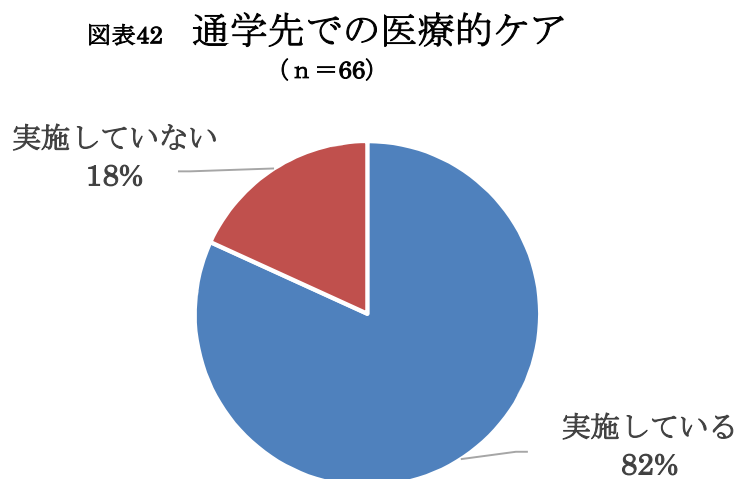
放課後児童クラブの利用希望等は、「希望していない」が 54%で最も高く「希望している（医療的ケアも必要）」が 32%となっている。



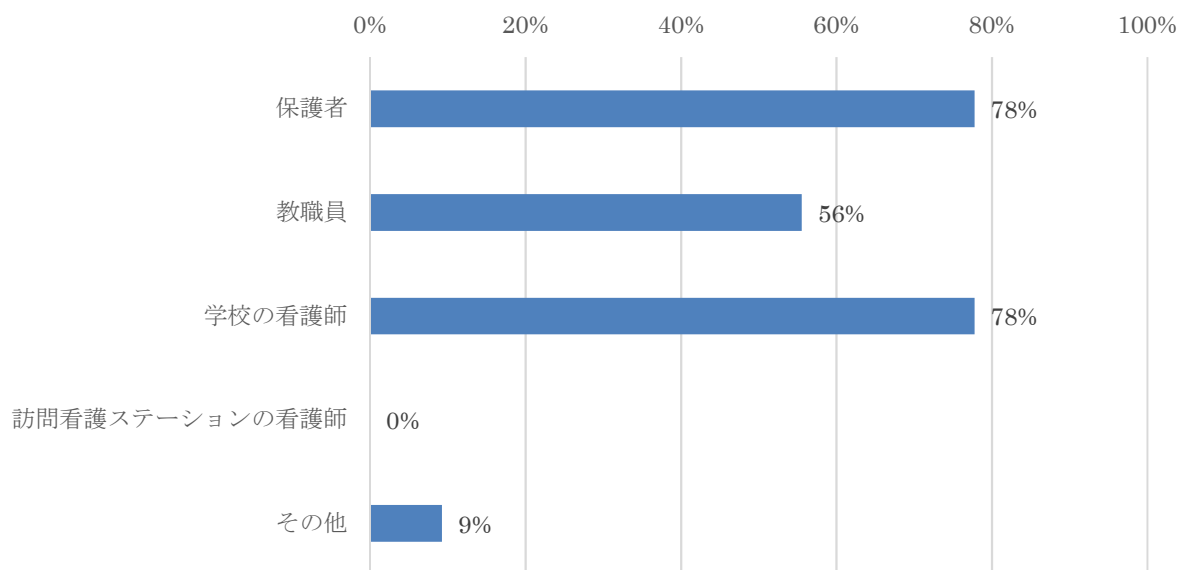
通学先は、「特別支援学校」が84%で大部分を占め、地域の小・中・高等学校に通学している児童は13%であった。



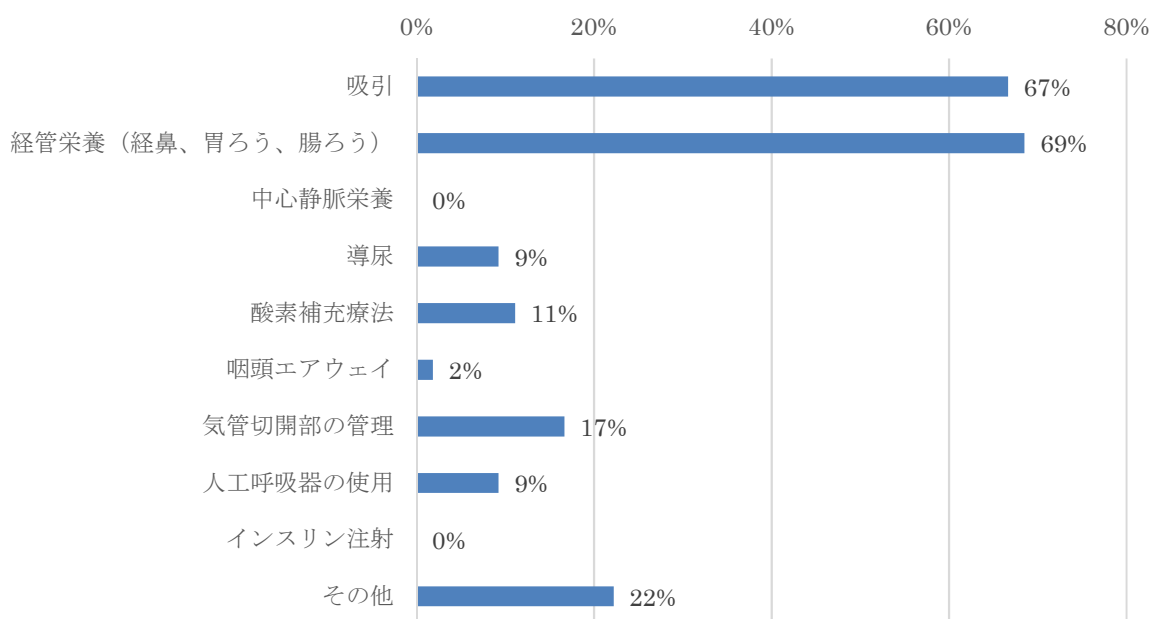
通学先で医療的ケアを実施している割合は82%であり、実施されている方は「保護者」と「学校の看護師」が78%で最も高く、「教職員」が56%となっており、「その他(9%)」は「本人」「看護ボランティア団体」などがあつた。また、通学先で実施している医療的ケアの内容は、「経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)」が69%で最も高く、「吸引」が67%となっており、「その他(22%)」は「服薬」「吸入」「浣腸」などがあつた。



図表43 通学先での医療的ケアの実施者 (n=54) (複数回答)



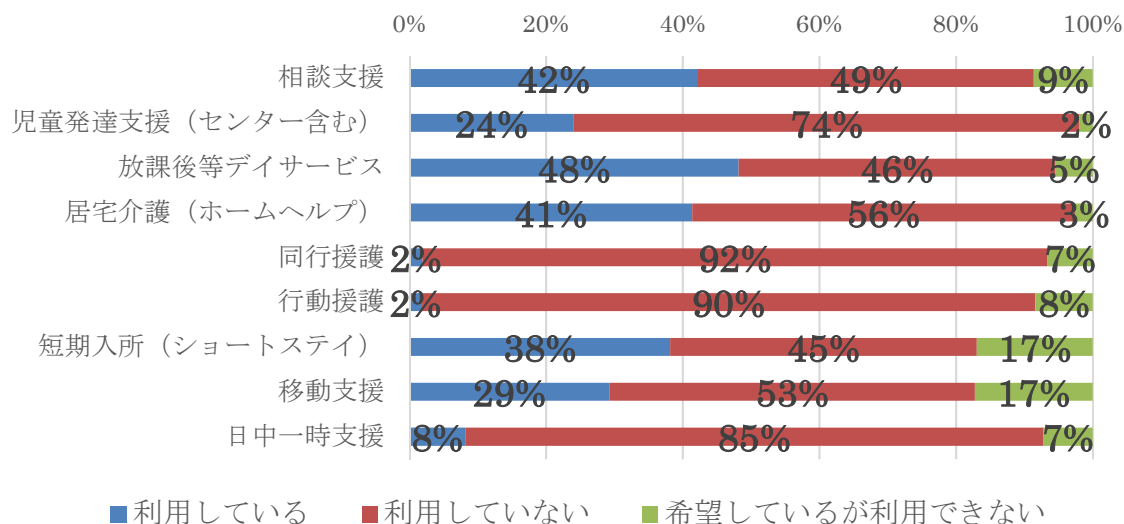
図表44 通学先で実施している医療的ケアの内容 (n=54) (複数回答)



(2) 障害福祉サービス等の利用状況

「放課後等デイサービス（48%）」「相談支援（42%）」「居宅介護（41%）」の利用が比較的多い。「希望しているが利用できない」が多いのは、「短期入所（17%）」と「移動支援（17%）」であった。

図表35 障害福祉サービス等の利用状況 (n=118)



「利用を希望しているが利用できない」の主な理由は次のとおり。

図表36 利用を希望しているが利用できない主な理由 (n=85)

サービスの名称	主な理由
相談支援	見つからない、探す時間がない
放課後等デイサービス	医療的ケア児を受け入れている事業所が少ない、登下校や他のサービスが重なって利用できない
居宅介護 (ホームヘルプ)	他のサービスを併せて利用しないと難しい、利用する準備ができていない
同行援護	利用したい時間に空きがない
行動援護	看護師がいないということで利用できない
短期入所 (ショートステイ)	入れるところがない、希望日に空きがない、遠方のため利用が難しい
移動支援	支援してくれる事業所がない、タイミングが合わない、看護師が十分にいない
日中一時支援	受入先がない、遠方のため利用が難しい

2 課題等への対応状況

これまでの検討会で出た課題及びご意見と、その対応状況についてまとめました。

(1) 札幌市立特別支援学校学則の見直し

- 保護者としましても、子どもの安心・安全が第一なので、体調不良などで付き添ってくださと言われてももちろん付き添いますが、常時というのは、厳しいのではないかと思います。【H30 第3回時崎委員】
- 通学時の付き添いについては、国レベルでも話題になっていますので、まだ議論が十分ではないという現状ではありますが、今後、何か動きがあるのではないかと、少し期待しても良いのかなと思うところもあります。【H30 第3回福井委員】
- 付添いが必要な学校に、付添いなしで通えるようになる支援が必要。親の就労支援にもつながる。【H30 実態調査「お子様やご家族のために今後必要なサービスや支援内容」自由意見より】

対応状況



札幌市立豊成養護学校及び同北翔養護学校の保護者の付添い軽減等の観点から、同学則が規定する「常時付添い」について、令和4年4月1日付けで「常時」の文言を削除する予定。また、令和5年度以降も、両校における付添いの軽減を適宜図っていくことができるよう、「豊成・北翔 医療的ケア児等の保護者付添い軽減検討ワーキング会議」において協議・検討を継続していく方針。

(2) 札幌市立小中学校及び放課後児童クラブにおける看護師配置

- 特別支援学校でも地域の学校でも良いのですが、その子どもにとって、どこが学びの場として一番良いかということを考える必要があるかなと思います。【H30 第2回土島委員】
- 放課後児童クラブの利用希望等は、(中略)「希望している(医療的ケアも必要)」が32%となっている【H30 実態調査「通園・通学の状況等」より】

対応状況



看護師の配置を希望する医ケア児が在籍している市立小中学校に対して、週5回看護師を配置。また、令和2年度から、同事業の対象児童が放課後児童クラブ、ミニ児童会館を利用する際においても、同じく看護師を配置するよう配置対象を拡大。

(3) 放課後等デイサービスの受入促進

- 医療的ケア児の利用できる放課後デイサービスを拡充してほしい。既存のデイサービスを医療的ケア児が利用できるような体制にしてほしい。【H30 実態調査「お子様やご家族のために今後必要なサービスや支援内容」自由意見より】
- (放課後等デイサービスについて) 医療的ケア児を受け入れている事業所が少ない、登下校や他のサービスが重なって利用できない【H30 実態調査 障害福祉サービス等の利用状況「利用を希望しているが利用できない主な理由」より】

対応状況



医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等が看護師を配置した場合に、その人件費の一部を補助、また、医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等の新設又は定員拡大のため、医療機器等を購入した場合に補助金を交付する「重症心身障がい児者受入促進事業」を実施。

さらに、重度障がい児者又は医療的ケアが必要な障がい児の利用が可能な設備を有する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等（短期入所併設）の新設整備に対し補助金を交付する「障がい者地域生活サービス基盤整備補助」を実施。

(4) 医療的ケア児受入への不安解消

- このような準備をすれば、その子がその学校に通うことができますよという話をすれば、その学校でも、ああ、そうなのですねということになるケースが結構あるのではないかなと個人的には思っておりまして、そのような仕組みが必要ではないかなと思っています。【H30 第2回土島委員】

対応状況



障害福祉サービス事業所、学校等を支援する医師を配置し、相談に応じて受入体制の整備に必要な助言、指導等を行うとともに、受入先の巡回指導をする「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を実施。

3 今後の支援の方向性

より一層の医療的ケア児の受入環境拡充に向けて、現行事業の課題等を検証・評価をしていく必要がある。